

こうぼう  
**佐倉**

2010(平成22)年  
**10.15**  
No.1103

「ユーカリフェスタ」に参加しよう……2  
まちネタ・千葉国体で地元選手が活躍……3  
インフルエンザ予防接種……4  
子どもの医療費助成が拡大……5  
消費者コーナー、子育て応援……6  
佐倉瓦版、ぶんげい……7  
男女平等参画、草ぶえの丘、音楽ホール……8

## 市政運営とまちづくりの 新たな取り組みを進めています

### 自治基本条例の制定に向けて

自治基本条例は、市で制定している皆さんの条例や規則などを総合し、市政運営の基本的ルールを定めることから「まちの憲法」とも呼ばれています。市では現在、その制定に向けて取り組みを進めています。

#### 自治基本条例とは？

自治基本条例は、地方分権の流れの中で、市民の権利と責任、行政と議会の責務、情報公開と市民参加の原則、協働のまちづくりを含む自治体運営の基本的ルールを自治体が独自に定める条例です。自治体内で制定している皆さんの条例や規則などを総合する条例であることから、



市民会議（ワークショップ）では市民の皆さんによる意見交換を実施

「まちの憲法」とも呼ばれています。

#### これまでの取り組み

市では、平成22年佐倉市議会11月定例会に向けて「仮佐倉市自治基本条例」案の策定準備を進めています。これまで、市長から委嘱された委員で構成する「自治基本条例策定市民懇談会」（座長：関谷昇・千葉大学法経学部准教授）やワークショップ形式の「市民会議」、意見投書箱においてさまざまな意見をいただき、懇談会より「中間報告」が提示されました。

現在、中間報告をもとに最終的な答申に向け検討を進めています。

#### 自治基本条例が目指すもの

私たちが生き生きと暮らし、活動できるまちを実現するためには、「市民参加」「市民協働」などの仕組みが充実することによって、市民の幅広い参加と自治への取り組みが必要になります。住民自治の活性化を条例で定めることで、市政への関心の



## 議会基本条例の制定に向けて

皆さんのご意見をお寄せください

### 佐倉市議会の取り組み

市議会では、平成21年3月「議会改革特別委員会」を設置し、改革に取り組んでまいりました。これまでに、「議員顕彰要綱の廃止」「政務調査費取り扱い基準の見直し」や「一般質問手法の見直し」など、可能な部分からの改革を進めてまいりました。

さらに、議会改革を進めるための「議会基本条例」の制定を目指し、22回におよぶ委員会審議を経て、素案がまとまりました。

#### 議会基本条例とは

議会基本条例とは、議会運営の方法を定める条例です。平成18年、北海道栗山町で全国初となる基本条例が制定されて以来、多くの地方議会が制定に向けた議論が進められてまいりました。

### 佐倉市議会基本条例（素案）

素案は、条例制定の背景や意義を取りまとめた前文のほか、全10章28の条文で構成されています。素案では、市民や行政機関との関係、議会審議の方法を明確に位置付けるなど、市民に開かれた議会を実現するために必要な条文を位置付けています。各章の項目は次のとおりです。

前文
第1章 総則
第2章 議会及び議員の活動原則
第3章 市民と議会との関係
第4章 議会と行政機関との関係
第5章 議会における審議
第6章 議員間の自由討議及び政策討論会
第7章 委員会の活動
第8章 議会及び議会事務局の体制整備
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇
第10章 最高規範性及び継続的な検討
附則

#### 素案説明会へのご参加を

素案作成に携わった特別委員会の委員が説明するとともに、皆さんのご意見を直接伺い、成案として取りまとめたいと考えています。ぜひご参加ください。

《開催予定》2時間程度を予定、申し込み不要です。

10月23日(土)午前10時、ミレニアムセンター佐倉

10月26日(火)午後1時30分、根郷公民館

10月31日(日)午後1時30分、白井公民館

※駐車場に限りがあるため、乗り合わせや公共交通機関をご利用ください。

#### ご意見をお寄せください

郵送・ファクスまたはEメールで、議会事務局へ。

FAX (486) 25008

gikai@city.sakura.lg.jp

締め切り 10月31日(日)

議会事務局 ☎(484) 6176

## 第4次総合計画の策定に向けて

「総合計画」は、市の目指すべき都市像の実現に向けたまちづくりの方向性を示す大切な計画です。その最も重要な方針として位置付けられる「基本構想(案)」について検討を進めています。

#### 多くの声を反映するために

「第4次佐倉市総合計画」は、平成23年から10年間を計画期間とする長期計画であることから、多くの市民の皆さんの声を取り入れられるようさまざまな取り組みを行っています。

平成20年度には「佐倉市総合計画策定基礎調査」と「市民意識調査」を実施しました。

平成21年度には、市民の皆さんを対象とした「まちづくり懇談会」や、市内団体との意見交換会を開催したほか、インター

ネットやご意見箱などでもご意見をいただきました。

#### 基本構想の策定に向けて

これらのご意見をもとに、市では市内に策定本部を設置して検討を進めるとともに、今年3月から総合計画審議会(市民公募委員、学識経験者で構成)により審議を重ねてまいりました。そして現在、総合計画審議会から市へ提出された答申書に基づいて、基本構想(案)の作成を行っているところです。

#### ご意見をお寄せください

基本構想(案)については、10月下旬から、市ホームページにより市民意見公募(パブリックコメント)が始まる予定です。ぜひご意見をお寄せください。

※詳細は、市ホームページ「第4次総合計画」をご覧ください。

企画政策課 ☎(484) 3374



総合計画審議会(鈴木博会長=写真左)から市長へ答申書が提出されました(9月24日)